

熊本県保護施設整備費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第38条第1号の保護施設の整備を行う社会福祉法人に対し、予算の範囲内において、保護施設整備費について補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、施設整備費に係る次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付の条件)

第3条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限（平成13年7月12日厚生労働省告示第239号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運

- 用を図らなければならない。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理しておかなければならない。
 - (6) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - (7) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (8) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - (9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
 - (10) 社会福祉法人が前各号の規定により付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(補助金の交付申請)

第4条 要項第3条第1項に規定する補助金交付申請書の提出部数は2部とし、別に定める日までに提出するものとする。

- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 交付申請一覧表 別記様式第2号
 - (2) 申請額算出内訳 別記様式第3号
 - (3) その他参考となる書類

(補助事業の内容等の変更)

第5条 要項第5条第1項の補助事業の内容等の変更に係る変更申請書の提出部数は2部とする。

- 2 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記第1号様式に準じて作成するものとする。
- 3 前項の事業変更計画書に係る添付書類は、前条第3項のとおりとする。

(申請の取下げ)

第6条 要項第6条に規定する申請の取下げのできる期間は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは別記様式第4号により工事に着工した日から5日以内に、工事進ちょく状況については別記様式第5号により12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

2 補助事業者は工事が完了したときは、工事が完了した日から7日以内に別記様式第6号による工事完了届を知事に提出するものとする。

(交付決定前の着手)

第7条の2 やむを得ない理由により、規則第6条の規定による交付決定の前に事業を着手する必要があるときは、交付決定前着手申請書(別記様式第4号の2)により知事の承認を受けるものとする。

2 知事は、前項の承認をする時は、交付決定前着手承認通知書(別記様式第4号の3)により行うものとする。

(実績報告)

第8条 事業が翌年度にわたるときの実績報告書は、別記様式第7号によるものとする。

2 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 精算額一覧表 別記様式第8号
- (2) 精算額内訳 別記様式第9号
- (3) 事業実績報告書 別記様式第10号
- (4) その他参考となる書類

3 実績報告書の提出期限は、事業の完了日から起算して25日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。ただし、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日とする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年1月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年8月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

事業計画

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 事業の目的及び効果

(4) 設置主体及び経営主体

(5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。）

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(オ) 建物の構造（ _____ 造）

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造（ _____ 造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事ができるものを添付すること。

ウ 仮施設設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(2) 整備費内訳

ア	主体工事	_____ 円	
イ	工事事務費	_____ 円	
ウ	小計 (本体工事)	_____ 円	(1 m ² 当たり _____ 円)
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____ 円	
	(介護用リフト工事費)	_____ 円	
	(_____)	_____ 円	
オ	授産施設近代化設備 工事費	_____ 円	
カ	授産施設等整備工事費	_____ 円	
キ	解体撤去工事費及び 仮施設設整備工事費		
	(解体撤去工事費)	_____ 円	
	(仮施設設設備工事費)	_____ 円	
ク	その他の工事費	_____ 円	
ケ	地域交流スペース	_____ 円	
コ	合計	_____ 円	

(注) 工事費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	県 (及び国) 補助金	_____ 円
イ	補助金	_____ 円
ウ	設置者負担金	_____ 円
	(内訳) 寄附金	_____ 円
		_____ 円
		_____ 円
エ	合計	_____ 円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

キ 仮施設設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮施設設の使用期間

(5) その他参考事項

別記様式第2号

交 付 申 請 額 一 覧 表

(単位:円)

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 名 称	補 助 事 業 者	県補助金申請額
				施設整備費
	計			

別記様式第3号

施 設 整 備 申 請 額 内 訳

法人の名称 _____

施 設 種 別	設置者の 総事業費 A (円)	対象経費の 実支出 (予定)額 B(≦A)(円)	寄付金その他 の収入 C (円)	差 引 額 D(=A-C)(円)	算 定 基 準 に よ る 算 定 額						県費補助金 所要額 K (円)
					定 員 単 価 E	基 本 額 F (円)	高 層 化 加 算 H(=G×10%)(円)	豪 雪 地 域 加 算 I(=G×8%)(円)	算 定 額 合 計 J(=G+H+I)(円)		
1 施設整備費											
施設整備費計											

(注) (1) 工事請負契約を締結する単位で作成すること。
 (2) 個室加算などについては、施設本体と区別して算出すること
 (3) K欄には、B欄の合計とD欄の合計及びJ欄の合計を比較し、少ない方の欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること

別記様式第4号の2

第 年 月 日
号

熊本県知事 様

法人所在地
法人名
法人代表者

年度熊本県保護施設整備費補助金交付決定前着手申請書

このことについて、熊本県保護施設整備費補助金交付要領第7条の2の規定により、別記条件を了知のうえ、補助金交付決定前に着工したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の種別及び名称
- 2 施設の所在地
- 3 着工予定年月日 年 月 日
- 4 完成予定年月日 年 月 日
- 5 交付決定前着工を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は事業主体が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないこと。

別記様式第4号の3

第 号
年 月 日

(申請者名) 様

熊本県知事

年度熊本県保護施設整備費補助金交付決定前着手承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました熊本県保護施設整備費補助金交付決定前着手については、熊本県保護施設整備費補助金交付要領第7条の2の規定により承認しましたので、同条第2項の規定により通知します。

年度熊本県保護施設整備費補助金による施設の工事進ちよく状況報告書

法人名 _____

施設名 (施設種別)	設置主体	創設 等の別 拡張	県費補助額 (A) 円	年12月末 の出来高 (B) %	年3月末日 までの出来高 (C) %	繰越見込高 100-(C) (D) %	繰越見込額 (A) × (D) (E) 円	備考
								竣工日(予定) 年 月 日 繰越理由

<記入上の注意>

- 1 報告時点での工事の進ちよく状況が判る写真を添付すること。
- 2 着工報告書提出時に添付した工程表に、報告時点での実績と今後の進ちよく見込みを朱書き修正したものを添付すること。
- 3 翌年度への繰越が見込まれる場合は、「備考」欄に繰越理由を記入すること(出来るだけ具体的に記入すること)。
- 4 県費補助額(A)欄には、「基準額」と「対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額(千円未満切り捨て)」を比較して少ない方の額を記入すること

工 事 完 了 届

熊本県知事 様

法人代表者

下記のとおり工事が完了したのでお届けします。

記

1 施設名

2 施設所在地

3 工事名

4 請負金額

5 契約年月日

6 工 期 着 工 年 月 日

竣 工 年 月 日

7 竣工年月日

第 年 月 日
第 年 月 日

熊本県知事 様

法人代表者

年度熊本県保護施設整備費補助金の年度内における実績報告について
年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき熊本県保護施設整備
費補助金に係る年度内にける事業実績について、熊本県補助金交付規則第13条後段
及び熊本県保護施設整備費補助金交付要領第8条第1項の規定により、別紙のとおり
その実績を報告します。